

議案第48号

## 平成30年度藤岡市下水道事業特別会計予算

平成30年度藤岡市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,093,503千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

平成30年3月19日可決

藤岡市長 新井利明

第1表 歳入歳出予算

歳入

下水道事業特別会計

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額		
1 分担金及び負担金		10,912					
	1 負担金	10,912					
2 使用料及び手数料		197,814					
	1 使用料	197,804					
	2 手数料	10					
3 国庫支出金		70,512					
	1 国庫補助金	70,512					
4 県支出金		4,200					
	1 県補助金	4,200					
5 繰入金		482,429					
	1 一般会計繰入金	482,429					
6 繰越金		3,000					
	1 繰越金	3,000					
7 諸収入		1,636					
	1 延滞金	1					
	2 貸付金元金収入	1,120					
	3 雑入	515					
8 市債		323,000					
	1 市債	323,000					
			歳	入	合	計	1,093,503

